

條 御即位のこと有しに、同七月廿八日、御とし廿三にて新院うせさせ給ひにき、新院とは二條院の御事なり、八月七日、かうりう寺にわからさまにやどしまるらせて、のち彼寺のうしとらに、れんだい野といふ所にをさめたてまつる、

〔百練抄高八〕嘉應二年五月十七日、二條院御骨、自香隆寺本堂渡三昧堂、伴堂以二條皇居崩御殿、左大臣渡造之、

〔二代要記十條〕安元二年七月十七日崩、中 葬栖霞寺堂、

〔山槐記〕治承五年正月十四日、新院倉 已崩御云云、今夜渡御邦綱卿清閑寺小堂、抑是六條院御墓所堂云々、

〔長門本平家物語 十二〕養和元年正月十四日、六はらの池殿にてつひに崩御なりぬ、新院倉 高 おほせおかせ給ひけるとて、今夜やがて東山のふもと、清閑寺といふ山寺へおくり奉る、

〔山槐記〕治承五年正月十四日辛酉、新院倉 高 已崩御、中 今夜渡御邦綱卿清閑寺小堂、抑是六條院御墓所堂云々、

〔玉海〕建久六年九月三日甲申、資實申、高倉院法華堂三昧僧供田事、六口各二町、可充賜交坂大墓兩御領之由仰畢、

〔玉海〕元暦二年四月四日丁巳、去三月廿四日午刻、於長門國圃浦合戰、中 但舊主德 安 御事不分明云々、建久二年閏十二月十四日戊午、未刻參院、以資實入見參、崇徳院、并安徳天皇等崩御之所建

一堂、可資彼菩提并亡命之士卒滅罪之勝因事、可申沙汰之由仰、泰經了、廿八日壬申、今日以宗頼被仰條々事等、又長門國可建一堂之由可宣下者、皆任御定、可宣下之由仰了、

○按ズルニ、安徳天皇ノ陵地、此文ニテハ明ナラズ、尙下ニ掲ゲタル表ニ就キテ見ルベシ、
〔二代要記十一〕延應元年二月廿二日、於隱岐國崩、中 同四月十二日、依有順風、御骨令渡出雲國